

五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>五霞町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例<br/>令和元年12月11日<br/>条例第30号</p> <p>(目的)<br/>第1条 (略)<br/>(定義)<br/>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>太陽光発電設備</u> <u>太陽光を電気に変換する設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。）及びその附属施設をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>発電事業</u> <u>太陽光発電設備を用いて発電する事業をいう。</u></p> <p>(4) <u>事業者</u> <u>設置事業又は発電事業を行う者をいう。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> | <p>五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例<br/>令和元年12月11日<br/>条例第30号</p> <p>(目的)<br/>第1条 (略)<br/>(定義)<br/>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>太陽光発電設備</u> <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするもの（建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。）をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>事業者</u> <u>設置事業を行う者をいう。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> |

第3条—第12条 (略)

(設置完了の届出)

第13条 事業者は、太陽光発電設備の設置を完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、現地確認を行うものとする。

(発電事業の変更)

第14条 事業者は、発電事業に変更があったときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

(太陽光発電設備の廃止)

第15条 事業者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、発電事業を廃止したときは、太陽光発電設備を速やかに撤去し、自らの責任において適正に処分するとともに、太陽光発電設備の撤去が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

3 町長は、前項の規定による届出があったときは、現地確認を行うものとする。

(指導、助言及び勧告)

第16条 (略)

2 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める

第3条—第12条 (略)

(設置完了等の届出)

第13条 事業者は、太陽光発電設備の設置を完了し、又は設置事業を廃止するときは、規則で定めるところにより、町長に届け出るものとする。

(指導、助言及び勧告)

第14条 (略)

2 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める

ときは、当該事業者に対し、期限を定めて適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第10条、第14条及び前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

(公表)

第17条 (略)

(委任)

第18条 (略)

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

ときは、当該事業者に対し、期限を定めて適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第10条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

(公表)

第15条 (略)

(委任)

第16条 (略)